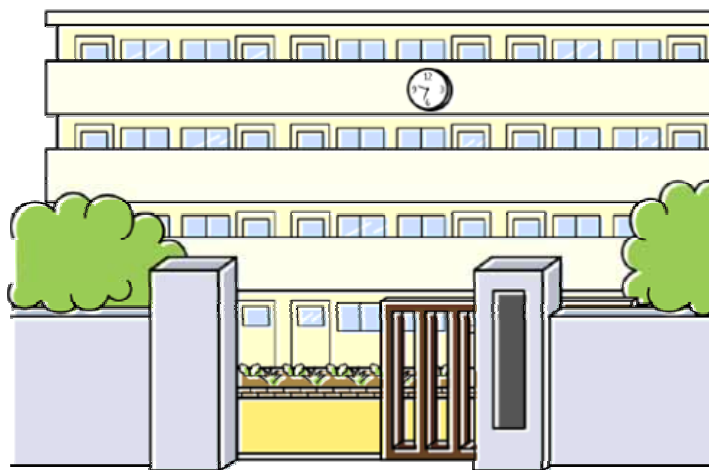


高等学校における 特別支援教育ガイドブック

～基礎編～



平成22年3月
長崎県教育委員会

刊行にあたって

学校教育法等の改正に伴い、平成19年4月から「特別支援教育」が新たな制度として位置づけられ、早いもので、3年が経過しようとしています。

この間、高等学校を含む各学校においては、平成19年4月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」等に基づき、校内委員会の設置や実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育支援員の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用、さらには教員の専門性向上のための教職員研修など、特別支援教育の体制整備が着実に進められています。

文部科学省のデータでは、小・中学校の通常学級に6%程度の割合で、発達障害等、いわゆる、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する可能性があることが指摘されており、100%に限りなく近い、昨今の高等学校への進学率という状況下にあっては、当然のことながら、高等学校においても在籍している状況があることは容易に推測できます。

しかしながら、高等学校においては、多様化した生徒の実態に即した指導等が進められてはいるものの、小・中学校と比較して、特別支援教育の体制整備への着手が制度的に遅れた経緯もあり、学校組織全体で取り組む特別支援教育については、まだ緒についたばかりで、これからの大きな課題との認識を持っています。

おそらく、これまでも、主として生徒指導や教育相談等の観点から、発達障害のある生徒や特別な配慮や課題等のある生徒については、指導・支援が行われてきているはずですが、生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うと言った特別支援教育の理念が、各学校で実現できる状況にあるのかを改めて考えてみることは大きな意味を持つものと思われれます。

現在、文部科学省は「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」という審議会を立ち上げ、そのなかの「高等学校ワーキンググループ」という部会において、高等学校における特別支援教育の推進体制整備をはじめとして、入学試験への配慮や他の生徒への指導、進路指導など、具体的な教育支援の在り方についての検討を重ねています。

今後、そこでの報告や提言を受けながら、高等学校における特別支援教育の推進や対応の在り方を考えなければなりません。

そういった動きが生じているなか、本県においても、高等学校における特別支援教育の体制整備や推進を喫緊の課題に掲げています。

取り組むべきことは山積していますが、まずもって、対象となる生徒の指導・支援に直接あたる教員への適切な理解啓発と必要になる情報供与が第一と考え、本ガイドブックを作成することにしました。

本ガイドブックは、「基礎編」というべきものです。

内容については、すでに十分理解されている先生方も多いかもしれませんが、一個人（担任）としてではなく、県内全ての高等学校の先生方の特別支援教育に関する知識のベースライン（基本線）を揃えることをねらいとして、内容を精選し、編集しています。

ベースラインを揃えていくなかで、結果として学校組織全体で取り組む特別支援教育につながることを期待しているところです。

話は変わりますが、平成20年度より「特別支援教育スキルアップ研修会」を県内各地で開催しています。

昨年度からは、県内全ての会場において、高等学校の分科会を設け、多くの受講者を得ています。

本ガイドブックについての先生方の一読を経て、「特別支援教育スキルアップ研修会」等の研修受講へという流れが生まれ、先生方の理解が一層深まることも、密かに期待しているところです。

手元において、必要なときに取り出して読むことからのスタートでもかまいません。

特別な教育的支援を必要とする生徒の適切な指導と必要な支援に本ガイドブックがお役に立つことはもちろん、眼前の生徒への日常的な対応や配慮、担当教科等の授業改善につながる「はじめの一步」になれば幸いです。

平成22年3月

長崎県教育委員会

も く じ

1 . 発達障害とは	1
2 . 実態把握のために	4
3 . 学習面における配慮 ～ユニバーサルな授業を目指して～	5
4 . 生活面における配慮	1 1
5 . 校内支援体制の整備	1 7
6 . 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」	1 9
7 . 関係機関との連携	2 0
8 . 進路指導、就労支援	2 1
9 . 県内の主な相談機関	2 4

資料編

1 . 資料1 「高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握のためのチェックリスト」	2 7
2 . 資料2 「校内便り」	3 0
3 . 資料3 「個別の指導計画」様式と記入例	3 1
4 . 資料4 「個別の教育支援計画」様式と記入例	3 2
引用・参考文献一覧	3 6

1. 発達障害とは

まずは、「発達障害」について理解しましょう。

「発達障害」のとらえ方については、「発達障害者支援法」の定義を用います。

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障害(言語の障害、協調運動の障害等)であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法(2004)

発達障害は中枢神経系の何らかの機能不全があると推定されており、育て方や家庭環境が原因で起こるものではありません。本人の努力不足が直接の原因でもありません。

「発達障害」の範囲は以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、自閉症全般を含むなどより広いものとなりますが、ここでは「LD、ADHD、高機能自閉症等」を中心に説明します。

学習障害(LD)とは

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む書く、計算する又は推論する等の能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものである。

文部科学省(1999)

具体的な生徒像(例)

- ・教科書の音読、黙読が極端に遅い
- ・限られた量の作文か、決まったパターンの文章しか書けない
- ・授業中にノートを取っていても、不正確であったり、聞き間違ったりすることが多い
- ・地図を見ても方位や距離感がつかめない



英語を学習する過程において「ディスレキシア(読字障害)(注1)」に似た状態が見られます。

注1)ディスレキシア

知的な遅れはないが、読んだり書いたりすることが苦手な人たちのことをいいます。

困難例「文字とその文字が表す音とが一致・対応し難く、勝手読みや飛ばし読みが多い」

「音読作業と意味理解作業が同時にできないため読み書きに時間がかかる」

「読みが出来ないと文字を書くことはより困難になる」等

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは

年齢あるいは発達に不釣り合いな、注意力 衝動性 多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や、学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

文部科学省（2003）

具体的な生徒像(例)

- ・頭に浮かんだことをすぐに口に出したり、思い付きで行動に移す
 - ・座っていても手足を動かしたり、もぞもぞして落ち着かない
 - ・口答での指示を聞き漏らす
 - ・学習課題に取りかかったものの、途中で止めてしまったり、中途半端なままで提出したりする
- 思春期には、多動・衝動性は目立たなくなり、不注意や計画的に行動することの困難性を呈する状態が多く見られるようになります。



高機能自閉症とは

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、知的な発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

文部科学省（2003）

具体的な生徒像(例)

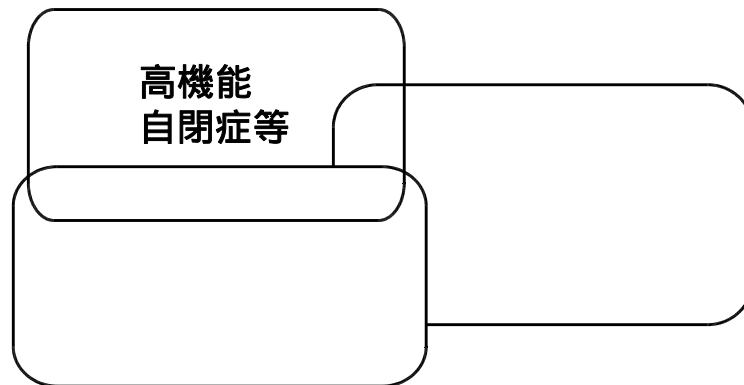
- ・場の雰囲気や相手の意図、暗黙のルールがわからない
 - ・一人でいることが多く、友人と一緒に過ごすことがほとんどない
 - ・相手が嫌な顔をしていても自分の興味のあることを延々と話す
 - ・ある行動や考えに強くこだわることによって簡単な日常の行動ができなくなることがある
- 知的能力が高い生徒も存在するため、全ての高等学校に在籍する可能性があることもおさえておきましょう。



指導する際に知っておきたいこと

障害特性には重複がある

L Dの生徒であってもA D H Dの特性を有する生徒がいたり、A D H Dの生徒でも高機能自閉症等の特性を有する生徒がいます。



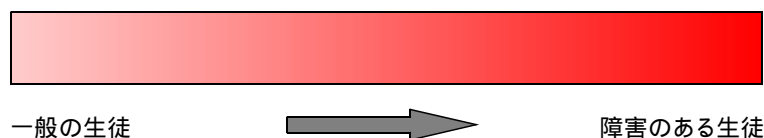
学校においては、発達障害の診断の有無にかかわらず、生徒の学びや生活上の困難さにまず教職員が気付くことが求められます。その上で、生徒理解を進め、発達障害の特性を正しく理解しながら、どのような指導上の配慮や支援をするとよいのかを考えていくことが大切です。

脳の障害には連続性がある

一般の生徒たちから障害のある生徒たちまでは、連続した存在です。ここからは障害者であるとはっきり線引きすることはできません。

私たち自身も、すでに記した生徒像に、思いあたる部分はあるのではないのでしょうか。

(イメージ図)



発達障害のある生徒の声

- ・ 板書を写そうとしているが、作業が遅いので写し終わるまでに消されてしまう。
- ・ 人からよくからかわれるが、なぜ、からかわれるのか分からない。
- ・ 能力があるのに、努力が足りないと言われ続けることがいやです。
- ・ 自分を理解してくれる先生や友達が欲しい。

発達障害のある生徒は、発達に偏りがあるため、他の生徒とは違う独特の「見方」「とらえ方」「感じ方」があることや得意なことと困難なことの差が大きいと言われています。教師は、生徒の特性について正しく理解した上で指導や支援を行うことが大切です。

2. 実態把握のために

支援を必要としている生徒の対応を考える上で、生徒の実態把握は不可欠です。ここでは、実態把握の観点を押さえていきます。

校内における情報収集

生徒一人一人への適切な指導や必要な支援は、担任や教科担当者の気付きから始まります。生徒の様子から「どうして難しいのかな？」と気付いたら、「いつ」「どこで」「どのようなとき」「どのような問題が起こるか」を整理し、生徒のつまずきや困難などの様子を把握することが大切です。

また、実態把握の際には、担任や教科担当者間で情報を分析し、共有することが校内支援の第一歩になります。

生徒の実態把握については、資料編にあるチェックリストも参考にしてください。

これらの生徒は「困った生徒」として見られることがあります。しかし、生徒自身が一番困っていることを理解する必要があります。「困った生徒」から「困っている生徒」へと見方を変え、生徒の立場に立って指導・支援を行っていくことが大切です。

大阪府教育委員会（2009）一部引用

中学校からの情報収集

支援を必要とする生徒については、入学前に情報交換会や中学校訪問を設定するなどして、中学校から情報を収集することが大切です。

なお、保護者も支援の必要性について認知している場合は、保護者の了解のもと、中学校が作成している「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を引き継いでいくことが、生徒の実態把握やその後の対応に大きく役立ちます。

保護者からの情報収集

保護者がその生徒の課題をどのように受け止めているかを把握したり、家庭での生活や学習の状況について話をよく聞きましょう。

本人との教育相談

高校生のこの時期は、自分と他人との違いに気付き、悩みが大きく深くなる時期でもあります。本人が抱えるつまずきを、本人自身が理解して受け入れているかどうかをしっかりと把握した上で、教育相談を進める必要があります。必要に応じてカウンセラーと連携を図ることも大切です。

諸検査の活用

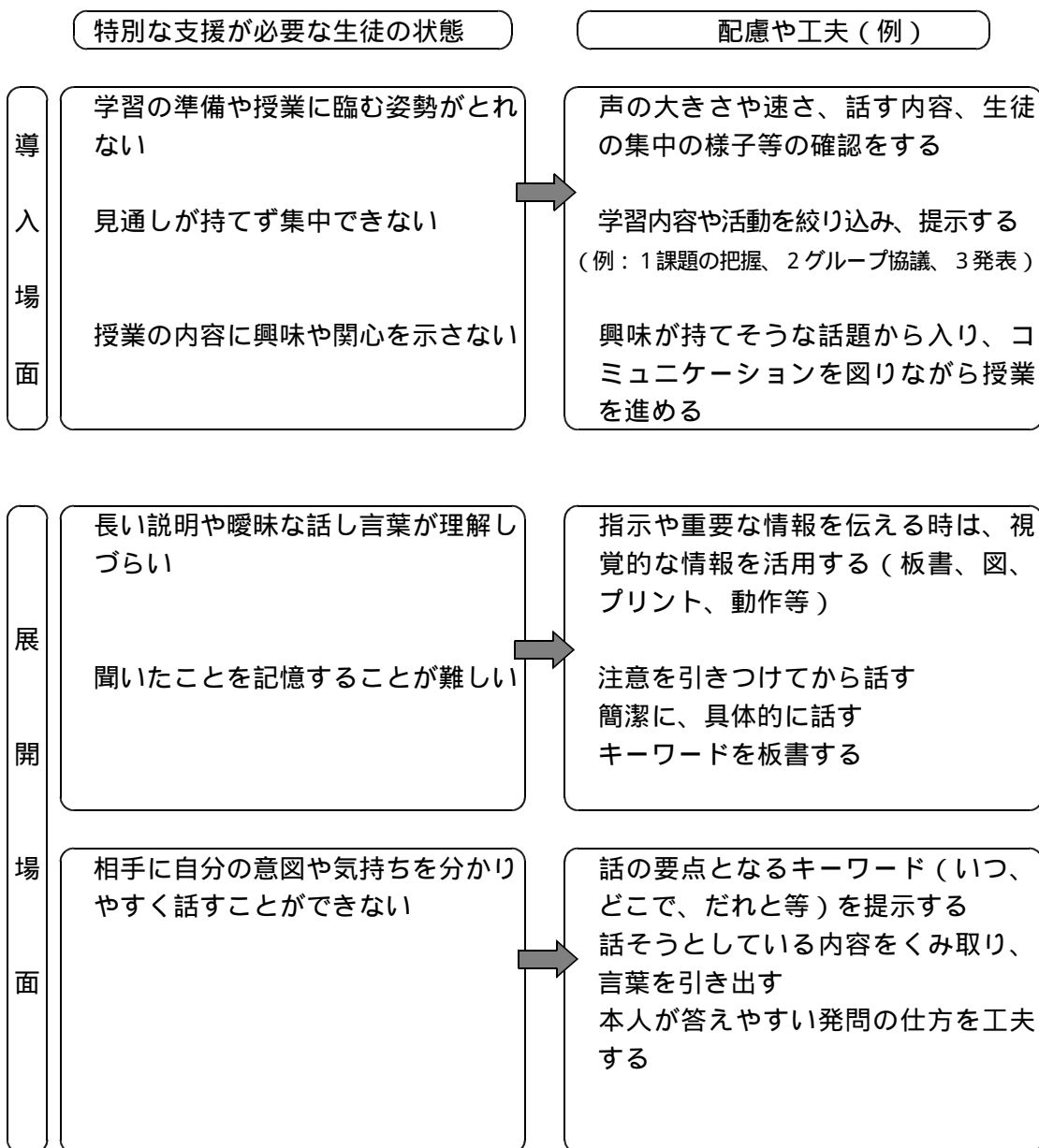
生徒の指導や支援方法を探る手がかりを得るために、特別支援学校や教育センターを活用し、保護者や本人の承諾の下、各種検査等を実施することも大切です。

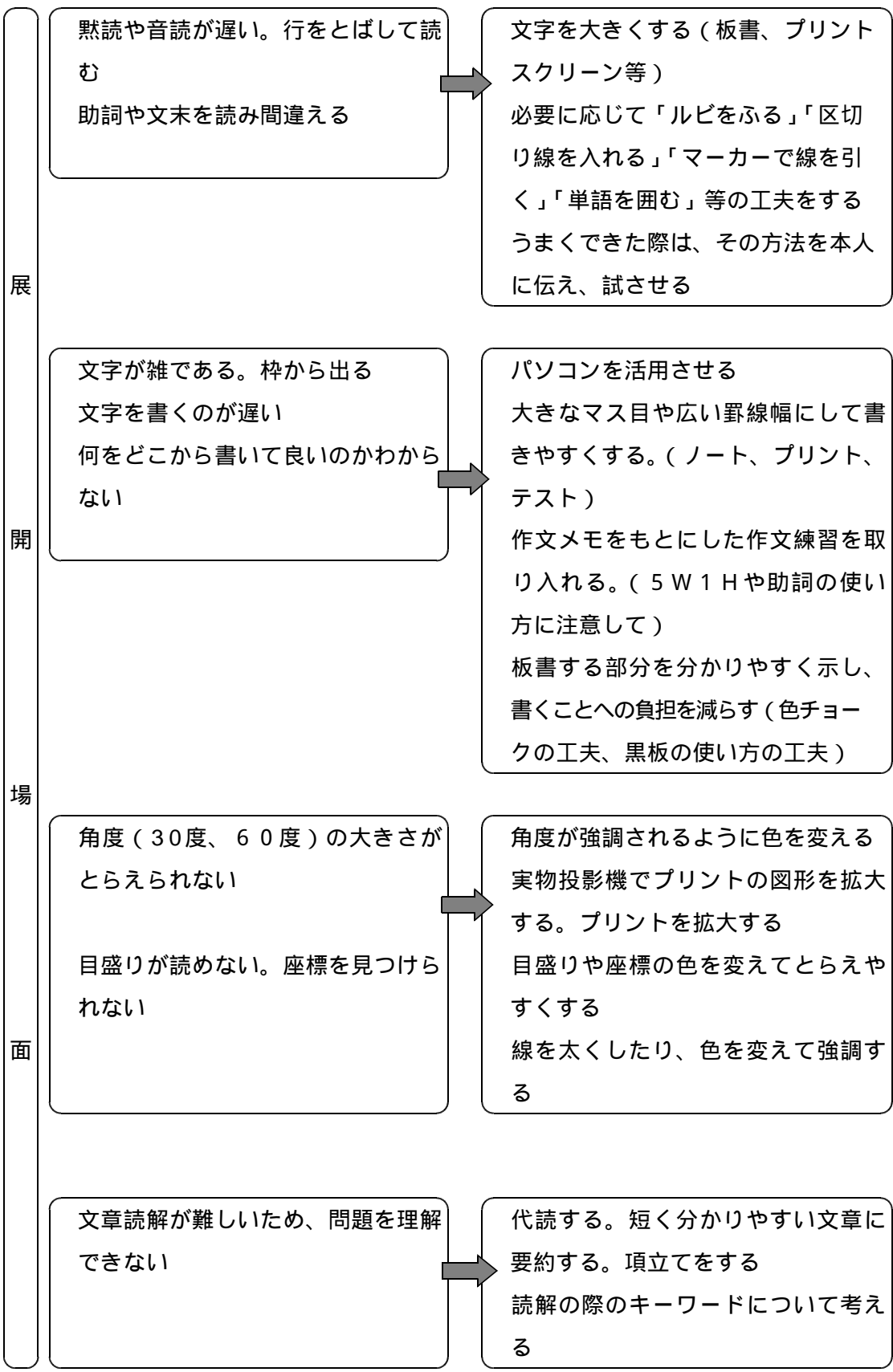
3. 学習面における配慮

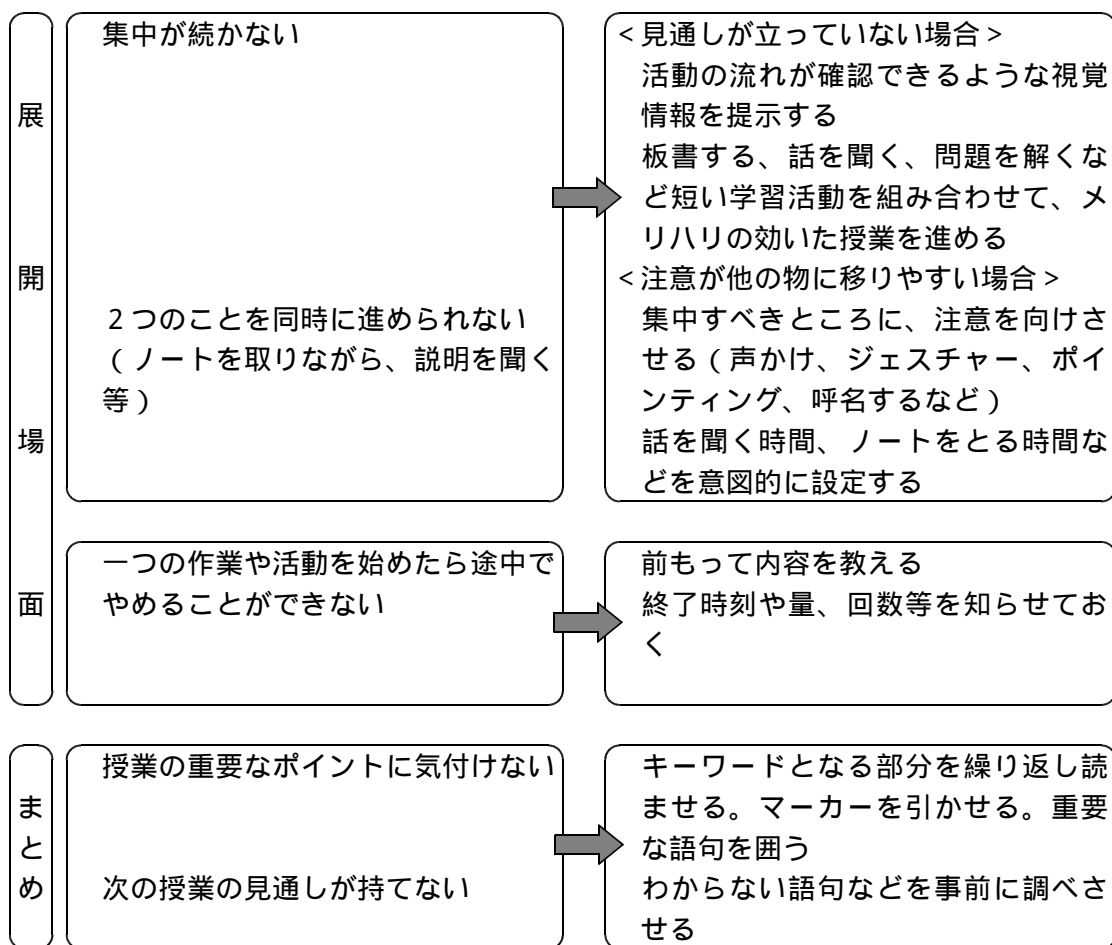
～ユニバーサルな授業を目指して～

特別な支援が必要な生徒にとって、分かりやすい授業は、他の生徒にとっても分かりやすい授業になると言えます。以下に、配慮点や工夫点を示します。

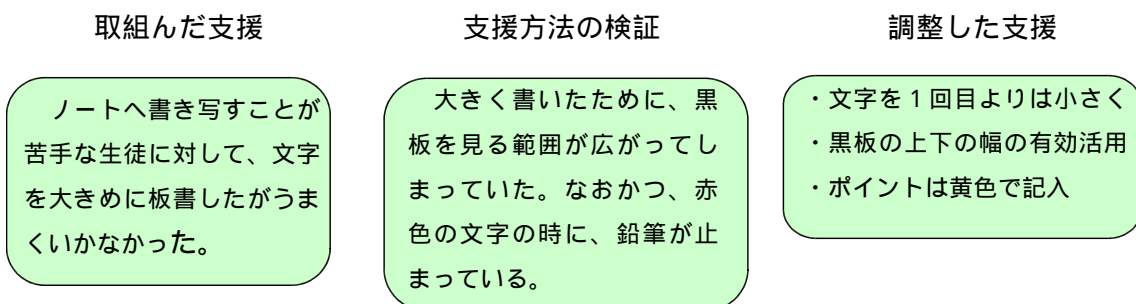
配慮や工夫点（例）







特別な支援が必要な生徒にとって、分かりやすい授業は他の生徒にも分かりやすい授業と言えます。しかし、他の生徒には分かりやすい授業であっても、特別な支援を必要とする生徒にとって分かりにくい授業になっている場合があります。それぞれの教師が、授業公開による実践的研究等を通して、特別な支援を必要とする生徒にとって分かりやすい授業へと改善を図りながら、ユニバーサルな授業を目指していくことが大切になります。



特別支援学校の地域支援や教育センターの「教育支援ネットワーク事業」を活用し、外部の助言をもとに支援方法の検討をすることもできます。

(P 2 4 県内の主な相談機関参照)

ここからは、「高等学校発達障害支援モデル事業」のもとに取組んだ鹿町工業高等学校の実践を紹介します。

県立鹿町工業高等学校研究報告書（2009）一部引用

実践事例紹介「環境編」

掲示物は4カ所をきちんと留める

- ・ある種のこだわりのある生徒にとって、きちんと留めていないと気になって仕方がないため。

黒板には授業以外のことは書かない

- ・その時間の活動と関係のない掲示物や板書内容が目の前にあると集中が難しいため。

連絡はホワイトボードに書く（下記写真参照）

- ・いつも決まった場所を見れば必要な情報が入手できるようにすることで、生活習慣に困難を抱える生徒が学校生活に適応しやすくするため。

ホワイトボードに書くときは青色をメインに使う

- ・色覚に障害のある人(男性で5%)にとっても白地には青文字が見やすいため。



実践事例紹介「授業編」

全教科共通留意事項

- ・チョークは白・黄色をメインに使い、赤は補助程度に使う。
- ・教科書や問題集等のどこをやっているのかを板書して提示する。
- ・「字は大きめに、行間は広めに」を意識する。
- ・プリント類に使う文字は明朝体よりゴシック体を使う。
- ・この時間に何をどこまで行うのか、授業の冒頭に確認する。（目標をはっきりさせる）
- ・教師が説明した内容を生徒間で確認し合うような場面を授業展開の中に設定する。

国語科

- ・見通しを持って

毎時の授業開始前に本時に学習する教科書や資料集などのページを板書する。

- ・教材の工夫

毎時の学習課題プリントの漢字・熟語などのすべてにふりがなをつけることにより、課題への取組みの心理的負担と学習意欲低下を軽減する。

- ・小テスト

毎時の課題テストの際は漢字テストに聞き取りテストを兼ねて行い、読みの速度と音声を学習者の実態に合わせて調整する。

- ・板書

文字を大きくはっきりと、チョークの色を2色か3色に限定して書き、ノートに書き取る時間を十分に確保する。

- ・表現の工夫

俳句・短歌・作文など表現する機会を多く取り入れ、自分の意見や心情を自分にあった表現形式による言葉で表現して発表させる。それを成績評価に反映させる。

- ・ソーシャルスキル

3年生の国語表現の授業の冒頭には、生徒を前に出して、用意された原稿を、他の生徒に照れずに発表することを目的として、スピーチの練習をさせている。



数学科

- ・授業形態

1年生では、電気科、電子工学科、土木技術科、2年生では土木技術科の時間は時間割作成のときから担当者を2人割当てている。

年度当初1年生は、授業形態をT・Tの形で実施しているが、その後試験の成績等を考慮しながら、また単元や授業内容によって、習熟度別授業にしたり、T・Tにしたりと生徒の実態に合わせて、授業を実施している。



(T・Tでの授業の様子)

理科

・導入の工夫

授業を始める際に、できる限り授業に関連した身近な話をして、自分のこととして興味・関心を抱くように話題や情報を提供している。この話をすることで気持ちをこちらに引きつけておいて、今日はどんなことを学習するのかを認識させている。

・板書

まず、今日の授業のタイトルの前に必ず教科書のページ番号を大きく表示して、これから教科書のどこをやっていくのかを理解させる。

チョークの色は、基本的には白を使うが重要な用語には黄色を、重要な文節には赤を使用するなど、色分けすることで要点に気付かせるようにしている。

他には、特に重要な法則の文章を色違いのチョークで囲むことも行い、視覚に訴える構成をすることで効果が見られた。

字の大きさは最後列の生徒でも確実に見えるように大きめに書くことを心がけている。

文章は、できるだけ簡潔に、単純にを心がけている。



・ノートの記事

基本的に板書の内容で今日の学習内容の把握ができるようにしているので、板書の時間に余裕をもたせている。この場合どうしても記入が遅く、他の生徒は待つことになるのだが、できるだけその生徒が完了するのを待つ。ただ、どうしても時間がかかる場合は、「ここまで書いたら次の説明をするのでその後で書いてください」と一旦中断させて、区切りをつけている。

・質問の工夫

生徒に質問するときはできるだけ全員に均等に当てるよう心がけている。ただ、質問に対して的確な答えが出せない生徒には、できる限りより内容をかみくだいて説明し、質問する。ここで注意していることは、間違ってもいいから質問に答えようとする授業の雰囲気作りに気を配ることである（もちろん冗談の範囲内なら問題ないが、その時の生徒の様子を注意深く見ること）。生徒が答えを言うことで達成感や授業に参加しているという意識を持てるようにする。

4 . 生活面における配慮

発達障害のある生徒は、学習面の他にも生活面や人間関係につまずきや悩みを抱えています。高校生の段階では、自分の得意な点、苦手な点など自分の特性について、気付いたり、自己理解を深めていったりすることが重要なポイントとなります。以下に配慮点や工夫点を示します。

特別な支援が必要な生徒の状態	配慮や工夫（例）
自分の特性に気付いていない 自分を過大評価（過小評価）している	自分を客観的に見つめる機会を持つ （自己PR作成、自己紹介・他己紹介） 心理テストを活用する（エゴグラムなど） 他者との違いを知る機会を持つ（人と違うことを肯定的にとらえる、普通であることにこだわらせない） 苦手なことを補う方策があることに気付かせる
提出物を出せない 忘れ物が多い	メモを必ず取らせるようにする メモを入れる場所を決め、徹底する 持ち物は複数にせず、一つにする
指示に従えず、課題を最後までやり遂げられない 課題に取り組めない	一回で一つの指示のみ出すようにする 指示を具体的に言う、視覚的に示す 事前に分からないときの対応策を決めておく（A先生に聞く。B君に聞くなど）
相手に自分の意図や気持ちをわかりやすく話すことができない	話の要点となるキーワード（いつ、どこで、だれと等）を提示する 話そうとしている内容をくみ取り、言葉を引き出す 本人が答えやすい発問の仕方を工夫する

特別な支援が必要な生徒の状態

配慮や工夫（例）

突然暴れたり、泣き出したりする

事前に本人が落ち着く場所を決めておく
気持ちを受け止め、落ち着くまで待つ
落ち着いたら一緒に状況を整理し、どうすべきだったか考える（自分の気持ち、友達の気持ち、場面や状況を整理する）

グループ活動ができない

生徒の特徴を理解している生徒と同じグループにするなど、グループ構成に配慮する
本人ができそうな役割を担わせる
周りの生徒にも特徴を理解し対応してもらうようにする

自分が興味のある話ばかりする

話す前や話題を変えるときは、一言確認することを教える
相手も話したいことがあることに気付かせる
自分が興味のある話ばかりではなく、相手の話も聞くように教える
話題を共有できる友達を紹介したり、自分で見つけるよう促す

他者に迷惑をかけたたり、日常生活を送る上で支障となるこだわりがある

禁止だけでなく、行って良い場所や時間などを、理由を添えて視覚的に示す

特別な支援が必要な生徒の状態

配慮や工夫（例）

状況に関係のない話をする

<学習場面>

授業中のルール（関係のない話をしない、指名された人だけが話せるなど）を確認する。提示する関係のない話を始めたら、叱責せず、ルールに気付かせる

<会話中の場面>

会話のスキルに関するロールプレイをしたり、ビデオなどから自分の特徴に気付かせたりする指導を事前に十分行う

「振り返り」（日記など）を通して、少しずつ、うまく会話ができる自信を持たせる

伝えるときには、できるだけ具体的な言葉で話す

相手を傷つけるような発言をしたときは、一緒にその場面を振り返り、相手の気持ちについて考えさせるようにする

予定の変更に対応できない
予測がつかないことに柔軟に対応できない

時間や活動内容などを変更する場合、直前になって知らせるのではなく、できるだけ早目に伝える
その際、変更点は口頭だけでなく、メモを渡すなどして視覚的に確認できるようにする

予定には変更や修正があることもその都度教えていく

事前に、ビデオや写真を見せるなどして、その活動の見通しを持たせる。可能であれば、実際の場所で体験させる

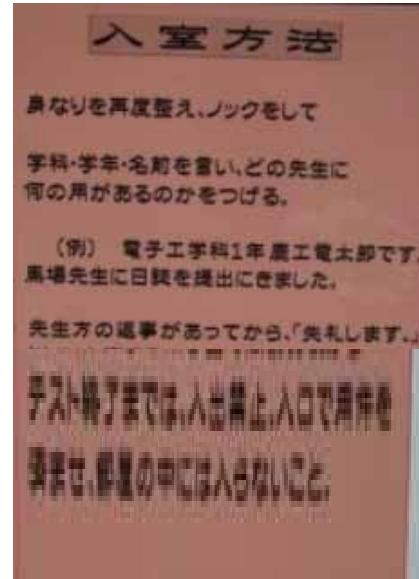
実践事例紹介(ソーシャルスキルトレーニング：鹿町工業高等学校)

ソーシャルスキル・トレーニング (SST) とは、周りの人とのかかわり方や生活のルールを学びながら、実生活に役立てる練習をする「社会的技能訓練」のことです。

発達障害の生徒は学習面もそうですが、むしろ、対人関係やコミュニケーションでのつまづきをどう克服するかというのが大きな課題となっています。

入室時の作法

- ・ SSTの一環として、職員室、各学科の実習準備室、進路指導室には入室の作法が貼付してあり、入室の際は、「失礼します」、「先生に用があつて参りました」などと言って入室するように指導している。
- ・ 進路指導室では、受験願いや、受験報告書を提出する際の手順が示してあり、社会に出てからも役立つよう指導がなされている。



面接指導

- ・ 3年生全員を対象として、外部講師による「作文・履歴書指導」「面接指導」及び本校教員による「個人模擬面接」に取り組んだ。
- ・ 各科の職員は、就職の面接試験のための練習を夏休み後半より各科別に何度も実施した。話すことが苦手な生徒には面接試験直前まで放課後等を利用して繰り返し行った。

宿泊研修

- ・ 1年生の5月には宿泊研修を実施しているが、その中で集団訓練、礼儀作法、人間関係の指導を行っている。

外部講師による講演会

- ・ 1、2年生を対象に、「仕事をする上でのマナー」「現場で安全上注意すること」を、1月には「進路実現に向けて～夢を手に入れるための日々をすごそう～」と題して就職の現状と心構え等を外部講師に話していただいた。

授業における工夫

- ・国語表現 では、授業の冒頭において、他の生徒の前で簡単なスピーチをする場を設定している。
- ・体育では、準備運動前のランニング時に、大きなかけ声をそろえて出させている。



(体育の準備運動)

鹿町工業高等学校の実践でもあったように、特設した取組でなくても、普段の学校生活の中で、ソーシャルスキルトレーニングは可能です。計画的、段階的に取り組むことを意識して仕組んでいきましょう。

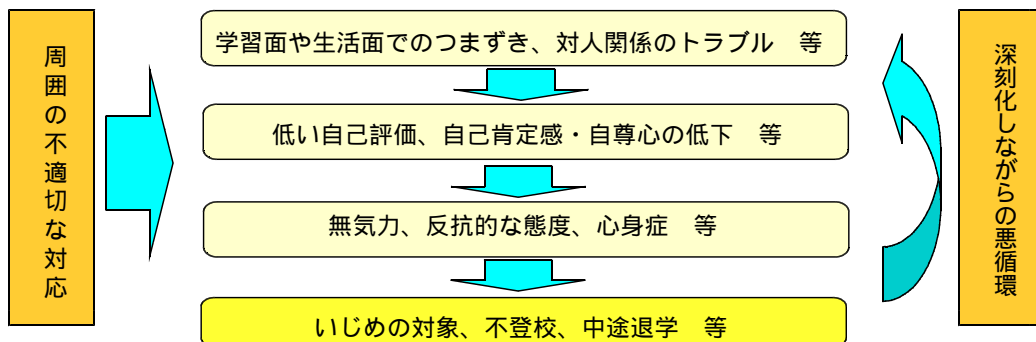
二次障害について

発達障害のある生徒は、障害のわかりづらさから、周囲の理解が得られないことが多く、発言や行動を一方向的に非難されたり、怒られる、失敗するといった経験等が積み重なったりすると、二次障害（二次的な不適応状態）に発展する場合があります。

生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育の推進は、下図に示す問題の深刻化や悪循環を防ぐとともに、いじめ、不登校、中途退学等の未然防止にもつながります。

問題の深刻化、悪循環の防止のために・・・

特別支援教育の推進は、下図のような問題の深刻化や悪循環を防ぐとともに、いじめ、不登校、中途退学等の未然防止につながります。



<周囲の不適切な対応による問題の深刻化、悪循環>

思春期においては、不安障害（注2）や気分障害（注3）、心身症（注4）等の二次障害を呈するケースは珍しいことではありません。この場合、保護者や医療機関とのより緊密な連携による支援が求められます。

予防・改善のための支援

自己評価を高める

- ・生徒の「できること、得意なこと、伸ばしていける部分」を見つけて、指導のなかに取り入れる。
- ・課題を小さく分け、段階に応じて指導を積み重ね、プロセスを大切にしながら、その都度努力を評価して認めていく。
- ・効果が上がったことについては、それを維持できるように支援する。

【留意点】

- ・否定的な言葉は使わない。
- ・生徒を適切にほめる。
- ・生徒が自分自身の得意なことを見つけ、それをよりよくできるように助ける。
- ・人を助けたり、人を教えたりする役割を経験させる。等

ストレスマネジメントの活用

- ・緊張や不安を軽減する手段や本人なりのリラクゼーションの仕方を見つける。（腹式呼吸、スポーツ、音楽を聴く、相談する等）

ソーシャルスキルの獲得（P14参照）

- ・ふるまい方や集団でのルール等について、本人と向き合い、丁寧に話し合う。他者とのつきあい方や挨拶等を具体的経験から学ばせていく。
- ・遵法教育、性教育についても個々に応じて適切に取り組むことが大切。

カウンセリング

- ・生徒と話をし、悩みや不安の内容を聞く。その際、疎外感や罪悪感、自己への悲観的な評価を抱かないように生徒を受け入れる。カウンセリングを受けることでストレスによる不安や抑うつ症状を軽減することができる。（学校カウンセラー等の活用）

注2）不安障害・・・不安や恐怖を過剰に抱き、日常生活のささいなことにストレスやいらいらを感じてしまう

注3）気分障害・・・気分の高低が極端で、そのため行動も不安定になる

注4）心身症・・・不安やストレスによって、頭痛、腹痛、吐き気等の症状が出る

5 . 校内支援体制の整備

学校長のリーダーシップの下、教職員全員が特別支援教育の趣旨を正しく理解することによって、学校組織として特別支援教育に取り組むことが可能となります。全校の協力体制の下、発達障害を含む障害のある生徒の実態把握や支援方策の検討などを行いましょう。

そのためのキーワードが、「校内委員会」と「特別支援教育コーディネーター」です。

校内委員会

特別な支援を必要とする生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図りながら、一人ひとりの生徒に必要な支援方策を検討する校内組織です。

【役 割】

生徒の実態把握を行い、適切な指導・支援目標と有効な支援方策を具体化する

校内における必要な支援体制等を構築する

関係機関等との連携を図り、必要に応じて学校を越えた支援体制を構築する

【運営に当たって】

特別支援教育コーディネーターが中心となって会の運営に当たる

既存の分掌部会や各種委員会を活用することも有効

(例) 生徒指導委員会、教育相談部会

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の専門機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。具体的には次のような役割が考えられます。

【役 割】

校内における役割

- ・ 校内委員会のための情報収集・準備
- ・ 担任への支援
- ・ 校内研修の企画・運営

外部の関係機関との連絡調整などの役割

- ・ 関係機関の情報収集

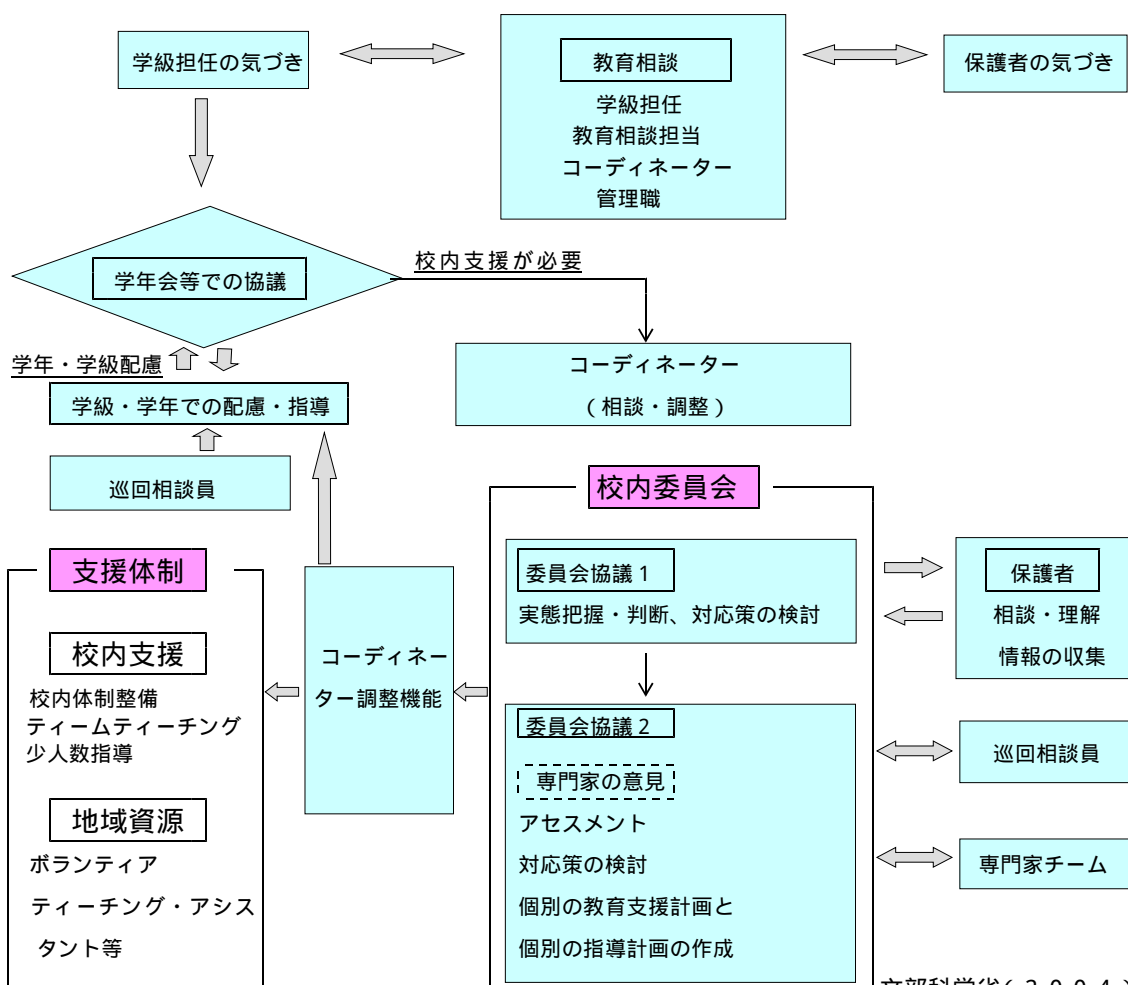
- ・医療、福祉機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整
 - ・特別支援学校、教育センターとの連携
- 保護者、生徒に対する相談窓口
校内の理解啓発
- ・校内研修の運営
 - ・職員、保護者、生徒向け通信の企画、発行（30ペ - ジ資料2 参照）

【運営に当たって】

特別支援教育コーディネーターの役割が多岐にわたっていることから、複数の特別支援教育コーディネーターを指名して役割を分担している学校もあります。特に外部との連絡調整には日頃から学校運営上の役割を担っている教頭を指名している学校も少なくありません。

詳細は「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドライン（試案）」（文部科学省：平成16年）を参考にしてください。（文部科学省のホームページよりダウンロード可能）

図 支援に至るまでの手順(例)



6. 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」

生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するためには「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成することが必要です。

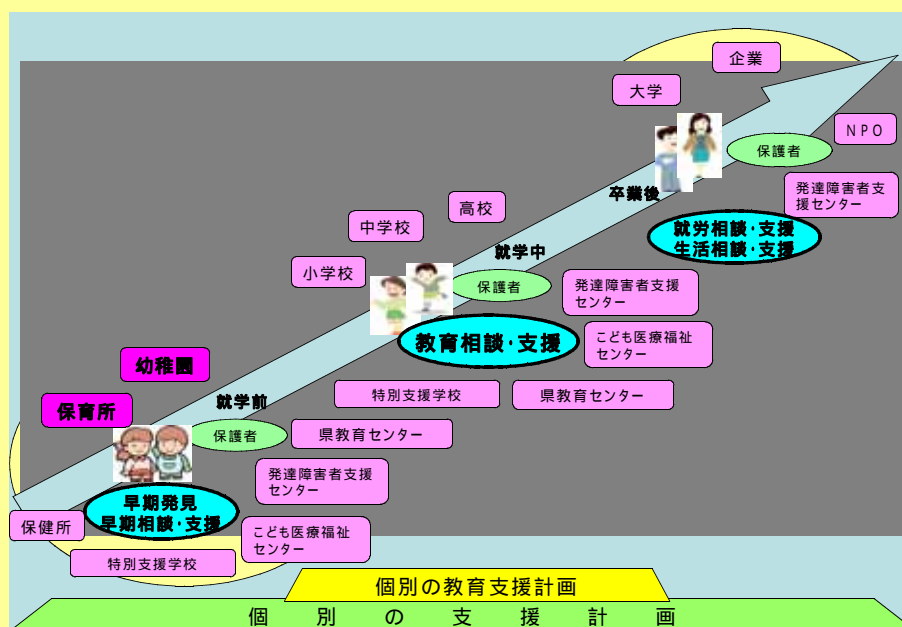
個別の指導計画

特別な教育的支援が必要な生徒に対して、具体的にどのように支援していくかを検討し、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な指導の計画を立てます。これが個別の指導計画です。

個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、特別な教育的支援が必要な生徒に対して、乳幼児期から就労までの長期的な視点で関係機関（教育、福祉、医療等）が連携して作成するものです。作成に当たっては、保護者の積極的参画を促し、計画の内容や実施について、本人・保護者の意見を十分に聞いて、計画を作成・実施し改善していくことが重要です。

また、卒業時には、進学先や就労先と個別の教育支援計画などを基に、生徒に対する情報の引き継ぎを行うことが必要です。その際には保護者の承諾を得るようにします。



資料編に個別の指導計画様式と記入例（長崎鶴洋高等学校提供）及び個別の教育支援計画（松浦東高等学校提供）を掲載していますので、作成の際に、参考にしてください。

「個別の教育支援計画」（「個別の指導計画」を含む）の作成については、「個別の教育支援計画作成の手引」（長崎県教育委員会）が参考にできます。手引きの内容や様式等は、長崎県教育センターのWebページ（<http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/>）からダウンロードすることができます。

7. 関係機関との連携

支援を効果的に行うには、保護者はもとより、生徒に関わる関係機関等と連携・協力することが大切です。また、生徒理解や具体的な支援に当たって、特別支援学校や教育センター等の助言・支援を受けることにより、学校の取組が充実します。

関係機関との連携のポイント

ポイント1 医療・相談機関等の専門的な視点を学校教育に生かす。

県内には、発達障害に係る相談・医療機関・就労支援機関等（P24～県内の相談機関参照）があります。学校での対応だけでなく、必要に応じて専門的な視点からのアドバイスや支援方策の提案を学校教育に生かすことも大切です。

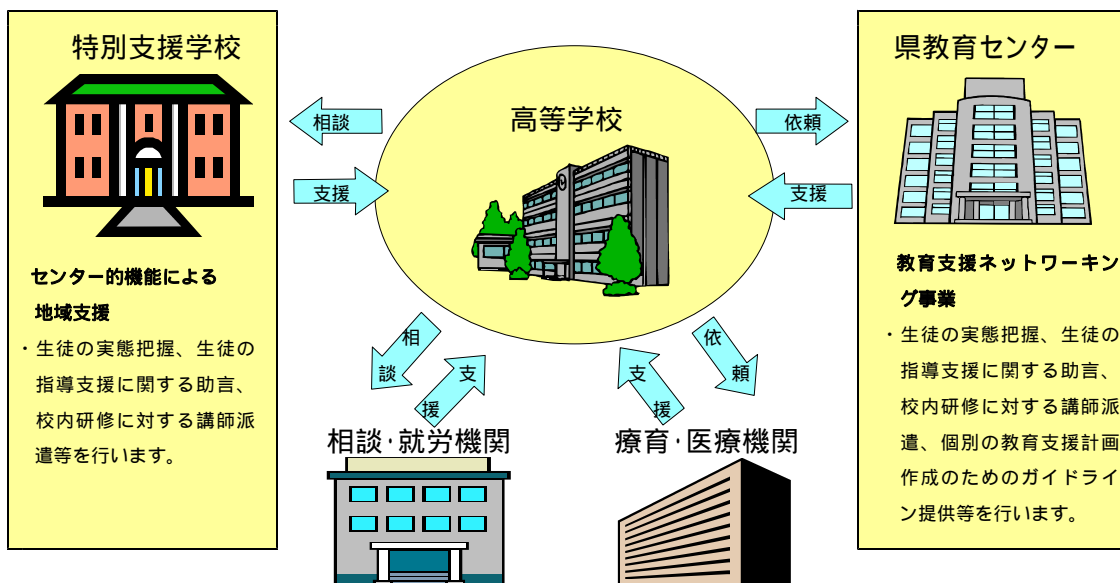
ポイント2 保護者や生徒にかかわる関係機関との情報共有を図る。

発達障害のある生徒への指導・支援には、校内委員会が中心となって中学校及び保護者、さらに外部の関係機関等と連絡を取りながら、生徒にとって必要な情報の共有化を図ります。（個人情報の保護に十分配慮する。）

ポイント3 特別支援教育コーディネーター等が窓口となり、連絡・調整を図る。

関係機関との連携には、校内委員会での協議を踏まえ、特別支援教育コーディネーター等が窓口となって、連絡・調整を図ります。学校における教育活動全般を通して、外部との窓口が管理職（教頭）となっていることを考慮しておくことも必要です。

支援の輪を広げ、支援が必要な生徒についてみんなで支える



8 . 進路指導、就労支援

進路指導で大切なこと

自己理解を図る

自分の（障害）特性、長所、短所、興味、関心、適性、学習等を客観的に理解し、自分の特性にあった進路を選択することが大切です。

ソーシャルスキルトレーニング

現在の社会では就労に様々なスキルや資格が求められます。そのためにはソーシャルスキルの学習、資格や免許を取得することなどが極めて有効です。

社会体験の必要性

インターンシップ、アルバイト（高校によっては禁止されている）ボランティア活動を通して、就労を含め社会生活に関する知見を深めることができます。

自己決定

進路選択に当たって、教師や親は良き相談相手として、介入すること。しかし、最終的に決めるのは本人であることを忘れてはいけません。

移行計画（支援計画）

できるだけ早い時期に進路に関する移行計画を作成することが大切です。

柘植雅義他（2007）一部引用

進学支援

大阪府教育委員会（2009）一部引用

進学には4年生大学、短期大学、専門学校などたくさんの選択肢があります。大学や専門学校卒業後の生活を具体的にイメージしながら、進学先を決めていくことが大切です。

発達障害のある生徒のために、さまざまな支援をしてくれる大学が増えてきています。ホームページなどで紹介しているところもありますので、大学や専門学校を選択する場合、まず情報を収集することから始めるのがよいでしょう。

大学生活のイメージを持たせる

大学では、履修科目の選択の仕方や掲示板により重要事項の連絡が行われること、授業の空き時間の使い方など、高等学校とは大きく違うことから、大学生活にスムーズに適應できない場合も考えられます。大学生活への具体的なイメージを持たせるために、オープンキャンパスへの参加を促したり、大学生活でとまどうことが予想されることについて対処の方法を予め教えておく良いでしょう。

大学の学びと卒業後の就労との関連性を理解させる

大学で学んだことが、大学卒業後の就労にどのように関連するのかを説明し、大学で学ぶことの目的意識を持たせるようにします。

進学先と話し合う場を設ける

合格後の適切な時期に、保護者と高等学校の担任が、進学先の関係者と話し合う場を設けることが望ましいと思われれます。

就労支援

自らの障害に対する正しい理解と適性に応じて職場の選択がなされることが必要です。その上で、職場の方々の障害に対する理解と、本人の能力と適性に応じた部署等への配属など働きやすい職場環境を構築することにより、その能力をより発揮することが可能になります。

また、高等学校在籍中から、以下に示す関係機関と連携していくことも必要です。

主な就労支援機関（26ページ参照） 長崎県福祉保健部障害福祉課（2009）一部引用 ハローワーク

- ・「職業相談・職業紹介」を行います。紹介された事業所で働き続けることができるか不安な場合、3ヶ月間、試行的に働くことができる「トライアル雇用事業（注5）」という制度を利用することもできます。

障害者職業センター

- ・「職業相談」「職業評価」「職業準備支援」を行います。また、できるだけスムーズに職場へ適應できるように「ジョブコーチ（注6）」を派遣し、一緒に作業しながら職場環境の調整や仕事のやり方など、事業主、障害者双方にアドバイスを行ったり、相談を受けたりします。

障害者就業・生活支援センター

- ・ 職業準備訓練、職場実習のあっせんや、職場定着に向けた支援などの就業面の支援及び、健康管理、余暇活動など就業に伴う日常生活上の支援を行います。

発達障害者支援センター（しおさい）

- ・ 発達障害児・者の支援を行っている発達障害者支援センターでも発達障害児者への就労支援を行っています。

地域若者サポートステーション

- ・ 生活全般から就労まで、関係機関と連携しながら、自立に向けた包括的な支援を個別的、継続的に行います。厚生労働省の委託事業です。

ジョブカフェ

- ・ 長崎県と国が設置した若者の就職をハローワークと共同で応援する施設です。長崎県では40歳未満が対象になります。キャリアカウンセラーによる個別カウンセリングや適職診断、就職活動に関する図書の見学や貸し出し、就職活動をより効果的に行うためのセミナーなどを開催しています。地域によってサービスの内容等が異なります。

高等学校卒業後のサポート体制にも気を配ることが大切です。切れ目のない支援の構築が、進路指導、就労支援に求められています。

注5) トライアル雇用事業

- ・ 公共職業安定所の紹介によって、事業所で一定期間（原則として3か月）の試行雇用を行うことにより、本格的な雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業です。

注6) 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

- ・ 障害者の職場適応を図るため、事業所にジョブコーチ（障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者）を派遣し、障害者及びその家族、事業主、職場の従業員等に、雇用の前後を通じて必要な支援、助言等を行います。

9 . 県内の主な相談機関

(1)特別支援学校

・生徒の実態把握、生徒の指導支援に関する助言、校内研修に対する講師派遣等を行います。

学 校 名	住 所	電話番号
長崎県立盲学校	〒851-2101 西彼杵郡時津町西時津郷873	095-882-0020
長崎県立ろう学校	〒856-0027 大村市植松3-160-2	0957-52-2444
長崎県立ろう学校佐世保分校	〒857-0114 佐世保市小舟町60	0956-46-0881
長崎県立佐世保特別支援学校	〒858-0911 佐世保市竹辺町810	0956-47-8755
長崎県立佐世保特別支援学校高等部北松分教室	〒859-4824 平戸市田平町小手田免54-1	0950-26-1130
長崎県立島原特別支援学校	〒855-0043 島原市新田町562	0957-64-4463
長崎県立島原特別支援学校高等部	〒855-0871 島原市南崩山町丁2800-3	0957-65-4161
長崎県立島原特別支援学校南串山分教室	〒854-0703 雲仙市南串山町丙9436-2	0957-76-3025
長崎県立虹の原特別支援学校	〒856-0807 大村市宮小路3-5-1	0957-55-5157
長崎県立虹の原特別支援学校みさかえ分校	〒859-0167 諫早市小長井町遠竹2727-20	0957-34-2398
長崎県立虹の原特別支援学校吉岐分教室	〒811-5133 吉岐市郷ノ浦町本村触589	0920-47-0159
長崎県立鶴南特別支援学校	〒851-0401 長崎市蚊塚町721	095-892-0258
長崎県立鶴南特別支援学校時津分教室	〒851-2101 西彼杵郡時津町西時津郷873	095-886-8270
長崎県立鶴南特別支援学校高等部五島分教室	〒853-0065 五島市坂の上1-6-1	0959-72-2303
長崎県立希望が丘高等特別支援学校	〒859-0401 諫早市多良見町化屋986-6	0957-43-5544
長崎県立川棚特別支援学校	〒859-3618 東彼杵郡川棚町小串郷1600	0956-82-2295
長崎県立長崎特別支援学校	〒850-0835 長崎市桜木町6-41	095-827-6619
長崎県立諫早特別支援学校	〒854-0084 諫早市真崎町1670-1	0957-26-1085
長崎県立諫早東特別支援学校	〒854-0071 諫早市永昌東町24-2	0957-22-1853
長崎県立大村特別支援学校	〒856-0835 大村市久原2-1418-2	0957-52-6312
長崎県立桜が丘特別支援学校	〒859-3615 東彼杵郡川棚町下組郷386-2	0956-82-3630
長崎大学教育学部附属特別支援学校	〒852-8046 長崎市柳谷町42-1	095-845-5646

(2)教育センター(教育支援ネットワーク事業)

- ・生徒の実態把握、生徒の指導支援に関する助言、校内研修に対する講師派遣、個別の教育支援計画作成のためのガイドラインの提供等を行います。

機 関 名	住 所	電話番号
長崎県教育センター(特別支援教育研修課)	〒856-0834 大村市玖島 1-24-2	0957-53-1130

(3)発達障害者支援センター

- ・発達障害のある本人や家族、その方々とかかわりのある関係機関の職員などに対して、支援を行います。

機 関 名	住 所	電話番号
発達障害者支援センター しおさい	〒854 - 0071 諫早市永昌東町 24 - 3 長崎県こども医療福祉センター内	0957-22-1802

(4)医療・療育機関

- ・発達障害の診断や相談、療育支援などを行います。

機 関 名	住 所	電話番号
長崎県立こども医療福祉センター	〒854-0071 長崎県諫早市永昌東町 24-3	0957-22-1300
長崎市障害福祉センター	〒852-8104 長崎市茂里町 2 番 41 号 もりまちハートセンター内	095-842-2525
佐世保市こども発達センター	〒857-0024 佐世保市花園町 101-1	0956-23-3945

(5)長崎県こども・女性・障害者支援センター

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する相談や発達、子育て、非行、虐待等の相談等を行います。

機 関 名	住 所	電話番号
長崎県こども・女性・障害者支援センター	〒852-8114 長崎市橋口町 10-22	095-844-5132
佐世保こども・女性・障害者支援センター	〒857-0034 佐世保市万徳町 10-3	0956-24-5080

(6)保健所

- ・発達に関する相談を行います。

機 関 名	住 所	電話番号
長崎市保健所	〒850-0031 長崎市桜町 6-3	095-825-5151
佐世保市保健所	〒857-0042 佐世保市高砂町 5-17	0956-24-1111
長崎県 西彼保健所	〒852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691
長崎県 県央保健所	〒854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3304
長崎県 県南保健所	〒855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3287
長崎県 県北保健所	〒859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
長崎県 五島保健所	〒853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125
長崎県 上五島保健所	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
長崎県 壱岐保健所	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
長崎県 対馬保健所	〒817-0011 対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166

(7)ハローワーク

機 関 名	住 所	電話番号
ハローワーク長崎	〒852-8522 長崎市宝栄町 4-25	095-862-8609
ハローワーク西海	〒857-2303 西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷 412	0959-22-0033
ハローワーク佐世保	〒857-0851 佐世保市稻荷町 2-30	0956-34-8609
ハローワーク諫早	〒854-0022 諫早市幸町 4・8	0957-21-8609
ハローワーク大村	〒856-8609 大村市松並 1丁目 213-9	0957-52-8609
ハローワーク島原	〒855-0042 島原市片町 633	0957-63-8609
ハローワーク江迎	〒859-6101 佐世保市江迎町長坂 182-4	0956-66-3131
ハローワーク五島	〒853-0007 五島市福江町 7-3	0959-72-3105
ハローワーク対馬	〒817-0013 対馬市厳原町中村 642-2	0920-52-8609
ハローワーク壱岐	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-4	0920-47-0054

(8)地域障害者職業センター

機 関 名	住 所	電話番号
長崎県障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町 3-26	095-844-3431

(9)就業・生活支援センター

機 関 名	住 所	電話番号
障害者就業・生活支援センターながさき	〒852-8555 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-865-9790
長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	〒857-0322 北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62-3844
長崎障害者就業・生活支援センター	〒854-0024 諫早市上町 11-5 わーくかんまち内	0957-35-4887
障害者就業・生活支援センター けんなん	〒855-0045 島原市上の町534-2	0957-65-5002

(10)地域若者サポートステーション

機 関 名	住 所	電話番号
長崎若者サポートステーション	〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル5階	095-823-8248
若者サポートステーション佐世保	〒857-0028 佐世保市八幡町6-2 長崎県合同ビル4階	0956-22-5090

(11)ジョブカフェ

機 関 名	住 所	電話番号
Job Cafe フレッシュワーク長崎 月～金 10:00～18:00	〒850-0841 長崎市銅座町4-1 りそな長崎ビル4F	095-829-0491
Job Cafe フレッシュワーク佐世保 月～金 10:00～18:00	〒857-0052 佐世保市松浦町2-21 九十九島ビル6F	0956-24-7431
Job Cafe フレッシュワーク大村 月水金 9:30～17:30	〒856-0825 大村市西三城町12 高齢者・障害者センター内	0957-54-6828
Job Cafe フレッシュワーク五島 火 9:00～17:00 水 9:00～15:00	〒853-0018 五島市池田町1-2 五島市勤労福祉センター内	095-818-8789

他に発達障害のある生徒とその保護者を支援している「親の会」への相談も有効です。「個別的教育支援計画」作成の際に、把握しておきましょう。



資料編

ここに示す資料は、現在県内高等学校で活用・実践されているものです。
それぞれの学校に今回の掲載について依頼をしたところ、快く承諾いただきました。紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

資料 1

「高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒の把握のためのチェックリスト」
学級での適切な支援をするための資料として活用してください。また、巡回相談等でも実態把握の提示資料としても活用できます。

資料 2

「校内便り」

長崎鶴洋高等学校より提供していただきました。校内の特別支援教育推進のために、情報提供や共通理解を行うためのツールとして効果的です。既存の教育相談部より発行されている「カウンセラー便り」を、活用したものです。学校によっては、PTA向けの啓発・理解のために活用しているところもあります。

資料 3

「個別の指導計画」様式と記入例

資料 2 同様に長崎鶴洋高等学校より提供していただきました。長崎県教育委員会が平成 19 年に作成した「個別の教育支援計画作成の手引」を参考に作成されています。計画後は実行・検証され、よりよい「個別の指導計画」作成へとつながっています。各学校において作成する際の参考として活用ください。

資料 4

「個別の教育支援計画」様式と記入例

松浦東高等学校より提供していただきました。資料 3 同様、「個別の教育支援計画作成の手引」を参考に作成されています。松浦東では支援レベルを、学習面での支援を主として検討する必要がある者、生活面での支援を主として検討する必要がある者、学習面での個別の支援を検討する必要がある者、保護者との密接な連携を支援の中心として検討する必要がある者、の 4 段階に分け支援に当たっているそうです。(今回は についての資料を提供頂きました。)各学校において作成する際の参考として活用ください。

資料1「高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒の把握のためのチェックリスト」

(平成20年4月配布リーフレット「高等学校における特別支援教育の推進に向けて」より)

学校名		年・組		生徒名	
-----	--	-----	--	-----	--

このチェックリストは、「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月文部科学省)の参考資料等をもとに作成しています。

また、このチェックリストは、生徒の実態を把握するためのものであり、決して障害名、診断名をつけるものではありません。

よくある...2点、ときどきある...1点、とくに見られない...0点

【学習面】「聞く」「話す」「読む」「計算する」「推測する」

領域	項目	点数	小計
聞 く	1 聞き違いがある。(例 「知った」と「言った」を聞き間違える。等)		
	2 聞きもらしがある。		
	3 個別に指示すると聞き取れるが、集団場面では難しい。		
	4 指示の理解が難しい。		
	5 話し合いが難しい。(話し合いの流れが理解できず、ついていけない)		
話 す	6 適切な速さで話すことが難しい(たどたどしく話す。とても早口である。等)		
	7 ことばにつまったりする。		
	8 思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい。		
	9 内容をわかりやすく伝えることが難しい。		
読 む	10 文章を読む時、文字や行を飛ばすことが多い。		
	11 アルファベットのpとq、bとdをよく間違える。		
書 く	12 読みにくい字を書く。(字の大きさが整っていない。まっすぐに書けない。等)		
	13 板書の文字をノートに書き写すことができない。または、時間を要する。		

計算をする	14	計算をするのにとっても時間がかかる。		
	15	四則混合の計算、2つ以上の立式を必要とする計算が苦手である。 または時間を要する。		
	16	学年相応の文章題を解くのが難しい。		
推測する	17	学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい。 (長さやかさの比較。15cmは150mmということ等)		
	18	原因と結果を予想することが難しい。		
	19	目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい。		
	20	早合点や、飛躍した考えをする。		

小計が4点以上の領域がある生徒については、特別な教育的支援の検討が必要と思われます。

【行動面】不注意、多動・衝動性

	項	目	点数	小計
不注意	1	学習で細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする。		
	2	課題や作業で注意を集中し、続けることが難しい。		
	3	指示どおりに行動することができない。また、最後まで達成することができない。		
	4	学習課題や活動に優先順位を決めて行動することが難しい。		
	5	集中して努力を続けなければならない課題や作業を避ける。		
	6	必要なものをなくしてしまう。		
	7	日々の活動で忘れっぽい。		
多動衝動性	8	気が散りやすい。		
	9	手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。		
	10	遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい。		
	11	じっとしていることが苦手である。		
	12	過度にしゃべる。		
	13	他人がしていることをさえぎったり、じゃまをしたりする。		

それぞれ小計が7点以上ある生徒については、特別な教育的支援の検討が必要と思われます。

【社会性・対人関係】

	項 目	点数	小計
1	含みのある言葉が分からずに、言葉通りに受け止めてしまうことがある。		
2	誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す。(唇を鳴らす、咳払い、喉をならす、叫ぶ等)		
3	とても得意なことがある一方で、極端に不得意なものがある。		
4	いろいろな事を話すが、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない。		
5	共感性が乏しい。		
6	周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言うてしまう。		
7	友達と仲良くしたいという気持ちはあるが、友達関係をうまく築けない。		
8	一人で行動する。		
9	仲の良い友人がいない。		
10	常識が乏しい。		
11	球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない。		
12	動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちない。		
13	意図的でなく、顔や体を動かすことがある。		
14	ある行動や考えに強くこだわることによって、スムーズに活動できない。		
15	自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。		
16	特定の物に執着がある。		
17	他の生徒からいじめられたり、からかわれたりする。		

小計が18点以上ある生徒については、特別な教育的支援の検討が必要と思われます。

資料2 「校内便り」(長崎鶴洋高等学校提供)

*教育相談関係の「カウンセラー便り」を使って校内の理解・啓発を図っている事例です。

カウンセラー便り

今回は、特別支援教育についてです。

平成21年5月29日相談部発行
(職員研修用 第2号)

平成19年度から教育基本法一部改正により高等学校を含めたすべての学校で特別支援教育に取り組むことになりました。小・中学校では、先行して実施されており、計画的に全教員が研修を受けています。高等学校では、ある意味、準備段階のない「突然」の実施で職員にとまどいが起きているようです。

今、各高等学校の現場で特別支援教育について、次のような意見があります。

- ・生徒を特別支援の対象として何か得があるのか？
- ・特別支援ってわざわざ囲いの中に入れる考え方がおかしい
- ・そんなことをしなくても面倒を見ている
- ・専門的に学んでいないので無理です
- ・特別支援という言葉が生徒を傷つけている
- ・甘やかしてしょ

次に保護者や生徒を取り巻く状況を紹介します。(本校の例ではなく発達障害の子どもを持つ親の会での保護者の意見からの抜粋です)

- ・育て方が悪いと言われ続けてきた
- ・うちの子はバカだからとあきらめてきた
- ・兄弟で何でこんなに差があるのかわからない
- ・親戚中でこんな子はいないと言われ続けてきた
- ・学校では、先生から相手にされていない
- ・学校から呼び出されて、教室で子どもをずっと見ていたこともある

特別支援教育が始まってから発達障害のある子どもたちが救われているとは限りません。次のような生徒の経験談もあります。

- ・多動だ、何だと言われただけで、ある先生からは「病院に行ってください」、ある先生からは「何も問題ない」といわれた。結局、先生達は何もしてくれなかった

特別支援教育コーディネーターとして学校内外で様々な立場の保護者や教師の方々のお話を聞く機会があります。特に発達障害(この場では、学習障害、ADHD、高機能自閉症)のある子どもを持った保護者の方の悩みはとても深いものがあります。そして、どの保護者もいろいろな思いを抱きながらも学校に頼って、子どもの将来への可能性について学校に期待しています。

発達障害について学んでみませんか、きっと自分にもあてはまる特徴に気づくと思います。発達障害の子どもたちはその特徴が強く、コントロール出来ていないようです。

医療機関との連携も必要だと思います。でも一番身近で支えてあげられるのは保護者で次に教師ではないでしょうか。そして子どもを取り巻く教師のチームワークはとても大切だと思います。

特別支援教育について様々な御意見を聴かせてください。先生方の御意見を伺いながらより良い支援が行えるように考え続けたいと思います。

特別支援教育についての御意見・御要望をお待ちしております。お気軽に相談部の職員、スクールカウンセラーに話しかけてください。

資料3 個別の指導計画様式と記入例(長崎鶴洋高等学校提供)

「個別の教育支援計画作成の手引」(長崎県教育委員会)を参考に作成してあります。

年 組 (個別の指導計画)		
学習面	対人関係面	生活・行動面
<p>(本年度の目標)</p> <p>板書の内容を理解しノートやプリントの正しい箇所に書き写す 周囲の状況で私語を行ったり止めたりしない</p>		<p>P L A N</p> <p>日々の提出物を母親に渡す 自分の持ち物の置き場を忘れな いようにする</p>
<p>(目標達成のための具体的な取り組み) D O</p>		
<p>本人への課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎時間ノートをとる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、帰宅するとともにプリント類を渡す。 ・一つの活動を終わってから次の活動に移る。
<p>本人の思考パターン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気が散ってノートをとるタイミングを失う。 ・授業中にいろいろなことが気になる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に誰かから話しかけられると今やっていることを放り出してしまう。
<p>教員の活動(教科担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業開始時にノートを開いていることを確認する。開いていない場合は促す。 ・ノート提出の必要な場合には、授業開始前に授業の終了時にノートを提出する旨を全体に伝える。 ・授業の終了時にノートを提出しない場合は提出を促す。 ・提出物は、連絡ノートに記録するように伝える。 <p>(その場ですぐに)</p>		<p>(学級担任・担当・部活動顧問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・座席位置を配慮する。外が見える窓側は不適。 ・SHR 連絡用のメモノートを準備させる。 ・SHR 時の連絡は、口頭で伝えるとともに黒板に番号を振って板書する。 ・大切な連絡は、本人の帰宅時間にあわせて電話連絡する。
<p>本人と接する留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に指示を出すときは、言葉と文字で具体的に伝える。 ・記憶が短時間で消失しやすい。根気強い反復練習が必要。同時に複数の記憶は苦手である。例えば、授業を聞きながらノートをとることは苦手。集中力の焦点がしぼれないのでノートをとれない。(順序立てて説明すると理解できる) ・順序を指示して、一つ一つ確実に終わらせる。(すぐに次の行動に移ってしまう) ・何かと関連づけるとよく記憶する。(忘れやすい) ・素直なやさしい性格で、人によって態度を変えたりしない。 		

資料4 「個別の教育支援計画」様式と記入例（松浦東高等学校提供）

「個別の教育支援計画作成の手引」（長崎県教育委員会）を参考に作成してあります。

個別の教育支援計画 < Aシート：実態把握 >

初回記入日 H 年 月 日 作成担当者 [] (取り扱い注意)

教育支援計画 < 実態把握 >		長崎県立	高等学校
生徒氏名 (男・ <input checked="" type="radio"/> 女)	生年月日 H 年 月 日	保護者氏名 自宅TEL - - 携帯TEL - - (母)	
1. 家族構成			
2. 生育歴・家庭での状況			
3. 特別な教育的支援を必要とする状況		医療機関の診断 (<input checked="" type="radio"/> 有) <input type="radio"/> 無	
会話の中で、内容を理解できていないことが多い。そのため、不注意などで失敗を繰り返す。 一つのことに意識を持たせると、他が注意を払えなくなる。			
4. 関係機関との相談結果、検査結果等			
歳 か月対比 () は 16歳3か月対比			
I Q 群 指 数			
I Q	101 ()	言語理解 97 ()	注意記憶 115 ()
動作性知能指数	99 ()	知覚統合 97 ()	処理速度 103 ()
I Q間の差 ・言語性と動作性に差はなし。 知的発達 歳 か月程度と推察できる。			
5. 優れたところ・不得意なところ			
学習面	行動面	社会性・対人関係	
(1) 優れたところ			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題への取りかかりは素早い ・ 聴覚的短期記憶 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚的な情報を処理する 	

(2) 不得意なところ			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語概念形成 ・ 言語知識少ない ・ 抽象的な言葉の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細部に注意を向けられない ・ 一旦注意が向けられると、 その他に注意が向けにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションがとり にくい ・ 抽象的な言葉の理解 	
6. 本人の願い・保護者の状況の判断と対応への考え・学級担任の支援・指導等対応についての考え			
(1) 本人の願い		(2) 保護者の状況の判断と対応への考え	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 数学が分かるようになりたい。 ・ どうしてそうなるのかわからないので分かるようになりたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話がかみ合っているか心配。 ・ 周囲とのコミュニケーションがもっと上手にとれるようになってほしい。 	

(3) 学級担任の支援・指導等対応についての考え (学習面・生活面)			
漢字や言葉を覚えることについて支援し、文章や会話の内容を読みとることができるようになることで、本人が抱える行き詰まり感を軽減し、自信を持って社会へ出て行けるようにしたい。			

個別の教育支援計画 < Bシート: 個別の指導計画 >

初回記入日 H 年 月 日 作成担当者 [

] (取り扱い注意)

学習面	行動面	社会性・対人関係
本年度の目標 文章や会話の内容を読みとることができる		

学習面	行動面	社会性・対人関係
これまでの指導の取組と結果		
有効だった手立て・よくなかった手立て 生徒や周囲の様子		
1学期の指導目標		
漢字を覚える		
1学期の指導の取組と結果		
有効だった手立て・よくなかった手立て 生徒や周囲の様子		
<ul style="list-style-type: none"> ・漢字の形でポイント部分に注意を向けさせる ・注意する部分をマーカーで強調し練習させる ・複数の似た漢字から見本漢字を見つける練習をさせる ・筆順を意識した指導をする 		

学習面	行動面	社会性・対人関係
2学期の指導目標		
聞く力を伸ばす		
2学期の指導の取組と結果		
有効だった手立て・よくなかった手立て 生徒や周囲の様子		
<ul style="list-style-type: none"> ・見たこと・触れたことなどを言語化する ・抽象的な表現でなく、わかりやすく伝える ・与える情報は時系列や順序に従って説明する ・メモを取る習慣をつけさせる ・後で文章を見せながら考えさせる 		

学習面	行動面	社会性・対人関係
3学期の指導目標		
文章や会話の内容を読みとる		
3学期の指導の取組と結果		
<p>有効だった手立て・よくなかった手立て 生徒や周囲の様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 W 1 H にそって読みとる練習をさせる ・ 段落から文章全体の理解につなげる ・ 文章を読むことか、内容理解かに重点をおく 		

外部機関による支援に関する記録			
機関名,相談・検査期日	相談内容	相談・検査結果	助言等
養護学校 先生 WISC - 知能検査 H 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業内容についていけない。何か学習障害等原因があるのか検査してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能発達 歳 か月程度と推察 	漢字を書く学習や図形領域の学習の困難さ、抽象的な試行を要求される学習に抵抗を示し、成就感得られなかった可能性がある。
H 年 月 日			
H 年 月 日			

学習面	行動面	社会性・対人関係
次年度の目標		

修正(1)	H	年	月	日
修正(2)	H	年	月	日
修正(3)	H	年	月	日
修正(4)	H	年	月	日

個別の教育支援計画 < Cシート: 連携先リスト >

初回記入日 H 年 月 日 作成担当者 []

生徒氏名 _____ に関わる人たちのリスト

【医療・療育】

(取り扱い注意)

職種	担当者氏名	所属	連絡先	備考

【福祉・労働・地域】

職種	担当者氏名	所属	連絡先	備考
養護学校 コーディネーター		養護学校		

< 確認押印欄 >

年度始め(初回記入日)	校長	担任	保護者	年度末	校長	担任	保護者
第1学年							
平成 年 月 日				平成 年 月 日			
第2学年							
平成 年 月 日				平成 年 月 日			
第3学年							
平成 年 月 日				平成 年 月 日			

引用・参考文献

引用文献

- ・ 文部省（１９９９）学習障害児に対する指導について（報告）
- ・ 文部科学省（２００３）今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
- ・ 大阪府教育委員会（２００９）明日からの支援に向けて 高等学校における発達障がいのある生徒に対する適切な支援のために
- ・ 長崎県立鹿町工業高等学校（２００９）平成１９・２０年度 文部科学省委嘱事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書
- ・ 長崎県教育委員会（２００８）高等学校における特別支援教育の推進に向けて - 特別な教育的支援が必要な生徒の理解と支援のために -
- ・ 文部科学省（２００４）小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）
- ・ 柘植雅義・秋田喜代美・納富恵子・佐藤紘昭（２００７）中学・高校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導 自立を目指す生徒の学習・メンタルヘルス・進路指導、進路指導編、東洋館出版社
- ・ 長崎県福祉保健部障害福祉課（２００９）ながさき療育支援ガイドブック「えがお」こんな時、どこに相談したらいいのかな？

参考文献

- ・ 尾崎洋一郎（２００９）発達障害とその周辺の子どもたち - 発達促進の基礎知識 -、同成社
- ・ 尾崎洋一郎共著（２０００）LD（学習障害）及びその周辺の子どもたち - 特性に対する対応を考える -、同成社
- ・ 尾崎洋一郎共著（２００１）ADHD及びその周辺の子どもたち - 特性に対する対応を考える -、同成社
- ・ 尾崎洋一郎共著（２００５）高機能自閉症・アスペルガー症候群及びその周辺の子どもたち - 特性に対する対応を考える -、同成社
- ・ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（２００５）LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド、東洋館出版社
- ・ 月森久江編集（２００６）教室のできる特別支援教育のアイデア中学校編、図書文化
- ・ 柘植雅義・秋田喜代美・納富恵子・佐藤紘昭（２００７）中学・高校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の指導 自立を目指す生徒の学習・メンタルヘルス・進路指導 進路指導編、東洋館出版社
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構（２００９）教職員のための障害学生修学支援ガイド
- ・ 全国特別支援学校知的障害教育校長会編著・全国特別支援学級設置校長会協力（２００９）特別支援教育Q&A 支援の視点と実際、ジヤース教育新社
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（２００９）特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進、ジヤース教育新社
- ・ 佐世保工業高等専門学校・釧路工業高等専門学校（２００９）平成１９年度文部科学省大学改革推進事業「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」高等専門学校での特別支援教育推進事業 平成２０年度事業報告書
- ・ 岩永竜一郎（２００９）長崎県立鹿町工業高等学校「高等学校における発達障害支援モデル事業」における研修会資料
- ・ 石川県教育委員会（２００８）高等学校発達障害ハンドブック LD・ADHD・高機能自閉症のある高校生の指導・支援のために
- ・ 滋賀県教育委員会（２００９）中学校・高等学校における発達障害の子どもたちへの支援ガイドブック
- ・ 茨城県教育委員会（２００９）みんなで取り組もう高等学校における特別支援教育
- ・ 北海道教育委員会（２００９）できる！高等学校における特別支援教育
- ・ 長野県教育委員会（２００９）特別支援教育シリーズ第３集：一人にひかりみんなのかがやき